

介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

(趣旨)

第1条 知事は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化により介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内に所在する事業所（以下「補助事業者」という。）がロボット技術を用いた介護業務の用に供する機器又はICT（以下、「介護ロボット等」という。）を導入するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長連名通知）、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護ロボット」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(略)

2 この要綱において「ICT」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については次のア及びイに、それ以外のサービス事業所についてはアに該当するものであること。

(趣旨)

第1条 知事は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化により介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内に所在する事業所（以下「補助事業者」という。）がロボット技術を用いた介護業務の用に供する機器又はICT（以下、「介護ロボット等」という。）を導入するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保健局長連名通知）、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護ロボット」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(略)

2 この要綱において「ICT」とは、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ第3号にも該当するものをいう。

(1)記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携を含む。)、請求業務（以下この号及び次号においてこれらを「業務」という。）について、転記等の付随業務が発生することのないよう一貫したサービスを提供するソフトウェア（以下、「介護ソフト」という。）であって、次のア及びイのいずれにも該当す

ア 記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務（以下この号及び次号においてこれらを「業務」という。）を、転記等の業務が発生しないよう一気通貫で行うことが可能なソフトウェア（以下、「介護ソフト」という。）。

イ ケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、次の（ア）から（オ）全ての CSV ファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

（ア）利用者補足情報

（イ）居宅サービス計画 1 表

（ウ）居宅サービス計画 2 表

（エ）第 6 表（サービス利用票）、実績情報

（オ）第 7 表（サービス利用票別表）

（2）前号を満たした上で、介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のハードウェア等。ただし、業務に限定して使用するものに限る。

（3）削除

3 （略）

（補助対象経費及び補助要件）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が前条第 1 項に規定する介護ロボット又は同条第 2 項に規定する ICT を導入する事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 次のいずれも満たすことを補助要件とする。

るものであること。

ア 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について（令和元年 5 月 22 日付け老振発 0522 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知（令和 2 年 3 月 26 日付け老振 0326 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知による一部改正後のもの）別紙の「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下、「ケアプラン標準仕様」という。）による情報連携の対象となる介護サービス事業所にあつては、ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトであること。

イ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償か無償かは問わない。）。また、研究開発されたものではなく、企業が保証する商用の製品であること。

（2）介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のハードウェアであること。ただし、業務に限定して使用するものに限る。

（3）個人情報保護のため、十分なセキュリティ対策が講じられているものであること。

3 （略）

（補助対象経費等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が前条第 1 項に規定する介護ロボット又は同条第 2 項に規定する ICT を導入する事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 ICT を導入する場合は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすことを補

(1) 「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること (タブレット端末等のみを導入する場合も情報収集に協力すること。)

(2) 補助事業により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上等生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること

(3) ICTを導入する場合は、前各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア タブレット端末等を導入する場合は、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。

イ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」の制度において情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言し、次の要件をいずれも満たしていること。

(ア) 「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを自己宣言し、IPA から自己宣言 ID を取得していること。

(イ) 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合は、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでいること。

(ウ) 個人情報保護の観点から、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」(令和 5 年 5 月) 等に基づき十分なセキュリティ対策を講じること。

ウ ICT 導入に関する他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

助要件とする。

(1) 「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること (タブレット端末等のみを導入する場合も情報収集に協力すること。)

(新設)

(2) タブレット端末等を導入する場合は、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。

(3) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」の制度において情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言し、次の要件をいずれも満たしていること。

ア 「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを自己宣言し、IPA から自己宣言 ID を取得していること。

イ 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合は、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでいること。

ウ 個人情報保護の観点から、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.2 版」(令和 4 年 3 月) 等に基づき十分なセキュリティ対策を講じること。

(4) ICT 導入に関する他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

第4条

(1) (略)

(2) ICT 補助事業者においてICTの導入に要する経費(補助事業者の事業所1か所に係るものに限る。)につき、補助対象経費に、次の(ア)の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が次の(イ)の表の職員数の欄に掲げる職員数の区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額。)

(ア) 補助率

補助事業者	補助率
以下の要件のいずれかを満たす補助事業者	4分の3
a LIFE 標準仕様に <u>準じて介護ソフトから出力されたCSV ファイルを、LIFE のCSV 取込機能により</u> LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること。	
b <u>「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSV ファイルにより、</u> 居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。	
c 文書量の半減を実現させる導入計画となっていること。	
上記以外の補助事業者	2分の1

(イ) 基準額 (略)

2、3 (略)

第4条

(1) (略)

(2) ICT 補助事業者においてICTの導入に要する経費(補助事業者の事業所1か所に係るものに限る。)につき、補助対象経費に、次の(ア)の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が次の(イ)の表の職員数の欄に掲げる職員数の区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額。)

(ア) 補助率

補助事業者	補助率
以下の要件のいずれかを満たす補助事業者	4分の3
a LIFE 標準仕様に <u>準拠した介護ソフトを使用して</u> LIFE にデータ提供している又は提供を予定していること。	
b <u>ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で</u> 居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。	
c 文書量の半減を実現させる導入計画となっていること。	
上記以外の補助事業者	2分の1

(イ) 基準額 (略)

2、3 (略)

第5条～第9条 (略)

(導入効果の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業により得られた効果等について、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

第11条 (略)

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

第5条～第9条 (略)

(導入効果の報告)

第10条 本事業により介護ロボットを導入した補助事業者は、得られた効果等について、導入した日の属する年度の翌年度から3年間、知事が別に定める期日までに、介護ロボット使用状況報告書(別記第12号様式)により、知事に報告しなければならない。

2 本事業によりICTを導入した補助事業者は、得られた効果等について、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

第11条 (略)

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。